

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
令和7年6月5日 (木)	1 高杉 千代子 【一問一答】	1 庁内の組織体制の人事管理と人事評価制度について
	2 成田 智樹 【一問一答】	1 特定福祉用具購入及び住宅改修に係る受領委任払いの導入について 2 防災・減災施策について
	3 改正 大祐 【一問一答】	1 組織づくりをどのように考えるのか
	4 白本 和久 【一問一答】	1 本市の農業政策について
6日 (金)	5 恵比須 幹夫 【一問一答】	1 廃棄物のリサイクル対策について 2 蛍光ランプの2027年問題への対応について
	6 山下 一哉 【一問一答】	1 災害時におけるペットとの「同行避難」体制の強化について
	7 辰巳 綾子 【一問一答】	1 投票率向上への更なる取組について
	8 芦谷 真治 【一問一答】	1 物価高騰下における子育て世帯への支援について
	9 塩見 牧子 【一問一答】	1 公益通報者保護について 2 改正住宅セーフティネット法の施行に伴う課題について
9日 (月)	10 加藤 裕美 【一問一答】	1 公共交通とまちなか環境の充実を目指して
	11 浜田 佳資 【一問一答】	1 保育ニーズへの対応について

令和 7 年 5 月 26 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員 高杉千代子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7 年 5 月 26 日
午後 3 時 04 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	庁内の組織体制の人事管理と人事評価制度について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
	庁内の組織体制の人事管理と人事評価制度について
質疑・質問の要旨	
2014年、地方公務員法改正により「全ての公務員に人事評価制度が適用されること」が義務付けられました。 それに応じ、本市でも人事評価制度が取り入れられました。 そして、人口減少と少子高齢化が進行する社会潮流の中で、各地方自治体においては、業務効率化を進めながら、効果的な行政組織を構築することが求められています。 本市においては、人口減少と少子高齢化が進む中、様々な行政課題への対応や市民ニーズの多様化が見込まれる中、精鋭組織による効果的な組織体制を作るため、令和6年4月1日から行政組織を再編するとともに、人材育成の推進、事務事業の見直し、民間委託等の推進、デジタル技術の積極的導入、再任用職員の活用等を通じて、職員の定数適正化に取り組まれています。 しかしながら、社会構造の変化や行政需要の多様化・複雑化が急速に進み、個々の職員に求められる能力の高度化に伴い、業務負担が増大しています。 また、個々の理由による実働職員の減少や定年退職を迎えることによる知識・技術の継承の問題等、今後の行政運営に影響を及ぼす課題があります。 さらに、令和3年6月11日に定年引上げを定める「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年4月1日から施行されてます。このことにより、年度ごとの職員数管理の複雑化が予想されます。 これらの課題に対応し、職員の健康管理やワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいくために、令和5年度までの第4次定員適正化計画を見直し、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする第5次生駒市定員適正化計画が策定されました。 そこで、以下の質問をします。 ① 生駒市職員定数条例において、職員定数910人となっていますが、現在の職員数は844人です。多様化、煩雑化する業務において職員の絶対数が足りないと考えますが、市の考えについてお聞かせください。 ② 本市においては職員採用にSPI3を活用しており、優秀な人材が入庁されています。 ただし公務員としての資質とは別だと考えます。人材育成も含め、適材適所に	

配置されているのか、担当課への定数が適正に配置されているのか、人事管理についてお聞かせください。

- ③ 本市の人事評価制度は、目標達成度評価と職務行動評価からなっています。正しい人事評価は職員の覇気につながり、職務への精励につながると思います。

具体的にどのような内容で評価されているのか、お聞かせください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 7年 5月26 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

成田 智樹

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7年 5月 26 日
午後 4 時 19 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ☒ 一般質問 ☒ 一括質問方式 ☒ 一問一答方式 ☐ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	特定福祉用具購入及び住宅改修に係る受領委任払いの導入について
2	防災・減災施策について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	特定福祉用具購入及び住宅改修に係る受領委任払いの導入について
質疑・質問の要旨	
介護保険制度により利用できるサービスとして、「特定福祉用具購入」や「住宅改修」を行った際の費用の助成があります。費用の一部（1～3割）負担により、入浴補助用具や歩行器などの福祉用具の購入や、廊下、階段、浴室などへの手すりの取付けや和式から洋式便器への取替えなどの住宅改修を行うことができ、多くの市民が利用しています。 現在、本市では、これらに係る費用については原則償還払いとなっています。つまり、いったん費用の全額を、特定福祉用具購入に当たっては購入先の奈良県の指定事業者にも、また、住宅改修では施工業者等に支払い、それら業者が発行する領収書等を添付した申請書を市役所介護保険課窓口に提出することにより、後日差額が指定口座に振り込まれる制度となっています。 このことについて、私は12年前の2013年9月議会の一般質問において、市民の経済的負担軽減のため、事業者への費用全額の支払いが不要となる受領委任払いを導入するよう要請しました。その後、市議会公明党会派としても、毎年度提出している「予算要望書」にこのことを盛り込んでいます。それにより、過日、住宅改修費については、令和3年度から所定の条件に該当する市民に限り、受領委任払いが導入されていることを確認しています。 ご承知のとおり、こども医療費は、従前は償還払いとなっていました。昨年（令和6年）8月分から、市民の負担としては受領委任払いと同様の「現物支給」方式に転換されています。このことを踏まえ、以下のとおり質問いたします。 (1) 「特定福祉用具購入」及び「住宅改修」それぞれの利用件数について、過去5年間の推移はどうか。また、どのように評価しているのか。 (2) 住宅改修について、受領委任払いが認められる「所定の条件」とは何か。 (1) の件数中、何件が該当し、そのうち何件が制度を利用したのか。 (3) 県内他市の状況も踏まえ、また、現下の物価高騰対策としても、受領委任払いの早急な導入を望む。市の見解は。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	防災・減災施策について
質疑・質問の要旨	
(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について 昨年8月8日の九州を震源とする地震発生後の同日午後7時15分に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されました。これは2019年5月31日に南海トラフ地震に関連する情報発表の運用が変更されてから初めてのことです。同地震の想定震源域では、新たな大規模地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことにより発表されたもので、政府は同地震の防災対策推進地域に指定されている29都府県の707市町村に対し、1週間程度、通常の生活を送りつつも地震への備えを再確認するよう呼びかけました。そして、8月15日午後5時に特段の変化を示すような地震活動等が観測されなかったことから、内閣府は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」に伴う政府としての特別な呼びかけを終了しました。 このことを踏まえ以下のとおり質問いたします。 ① 本市は上記の707市町村に含まれているのか。 ② 南海トラフ地震発生時の本市の被害想定は。 ③ 臨時情報発表時、本市はどのように対応したのか。また、課題等は抽出されたのか。 (2) 本年度の総合防災訓練について 本年3月議会における予算審査及び広報いこま「いこまち」5月号によれば、本年度中に実施される「総合防災訓練」は、災害対策本部訓練、市民参加型の防災マルシェの開催、避難所宿泊訓練、自治連合会と共催する地域訓練など、様々な訓練を通して大規模地震に備えた災害対処能力の向上を図ることを目的として実施されると聞き及んでいます。 本年度の総合防災訓練は何に主眼を置いて行われるのか、また、過去の総合防災訓練の反省点、改善すべき点をどのように捉えているのかを踏まえ、現時点での実施内容の詳細について説明を求めます。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 7 年 5 月 26 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

改正 大祐

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7 年 5 月 26 日
午後 4 時 22 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ ☒ 一般質問 (一括質問方式 ・ ☒ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	組織づくりをどのように考えるのか
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	組織づくりをどのように考えるのか
質疑・質問の要旨	
生駒市自治基本条例第22条では市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならないとあります。また第23条第1項では市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならないとあり、第2項では市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないとあります。市が役割なり目標を達成するためには組織づくりが欠かせません。この組織づくりを調べてみると目標を達成するには「人材配置」「役割設計」「風土づくり」「コミュニケーション体制」を整えること。ただ人を集めて仕事を割り振るのではなく、目的と戦略に応じて「どんな人が」「どのように働くべきか」を設計するのが本質だと記載されていました。これらを踏まえ、以下の通り質問します。 1. 令和7年3月21日に4月1日付職員人事異動が内示されました。人事異動は人事異動方針に基づいて行われるべきと考えるが、人事異動方針は文書化されたのか。 2. 採用時、優秀な人材という言葉がよく出てくるが、市はこの優秀な人材をどのように定義しているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和7年5月27日

生駒市議会議長

片 山 誠 也 様

生駒市議会議員

白 本 和 久

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7 年 5 月 27 日
午前 10 時 25 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	本市の農業政策について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	本市の農業政策について
質疑・質問の要旨	
現在、米の販売価格の高騰により、米作農業に注目が集まっています。市内のスーパーでは5kgで約4,200円（令和7年5月23日現在）で販売されており、米の価格の上昇は1年前と比べると倍以上となっています。このような状況となっている原因は、米の流通の仕組みにあると言われている一方で、国内の農村では、人口減少と高齢化が並行して進行しており、特に農業集落は小規模化が進行していることによって、米の生産量の減少も原因ではないかと思われます。本市は、都市近郊農業の最適地であると言われていますが、先ほどの農村における深刻な諸問題は決して本市においても例外ではないことから、本市の農業政策について、以下のとおり質問します。 記 1 本市における農家の大半は兼業農家でしたが、主たる仕事を退職して農業を専業とする方が増えています。現在このような専業従事者となる方たちを対象とした施策を実施されていますか。実施されていないのであれば、今後どのような施策を展開されようと考えていますか。 2 本市における認定農業者の現状と増減を含めた動向はどのようなになっていますか。 3 農地の耕地整理などの集約化についての計画はありますか。 4 学研高山地区第2工区の農地計画はどのような内容となっていますか。 5 本市では、農業のイノベーションについての環境づくりは行っていますか。	

- 6 農業を振興するにあたっては、農地を含め周辺環境を適切に維持・管理することが必要であると考えます。その中でも農道・水路の適切な保全対策は重要であると思いますが、過去5年間に於ける農道の拡幅や水路補修などの整備実績を教えてください。
- 7 農道に於ける交通事故は、過去10年間で何件ありましたか。
- 8 荒廃農地の発生防止と解消に向け、市としてどのような取組を行なわれていますか。
- 9 有害鳥獣の捕獲強化に向け、市としてどのような取組を行なわれていますか。

令和7年5月27日

生駒市議会議長

片山 誠也 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和7年5月27日
午前10時33分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ ☐ 一般質問 (一括質問方式 ・ ☐ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	廃棄物のリサイクル対策について
2	蛍光ランプの2027年問題への対応について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入する

番号	質疑 ・ 質問事項
1	廃棄物のリサイクル対策について
質疑・質問の要旨	
(1) 2021 年 6 月議会及び 2022 年 3 月議会一般質問で、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律／2022 年 4 月 1 日に施行（通称、プラスチック資源循環法）への早期対応について提案させていただきました。現段階における検討状況について聞かせて下さい。 (2) 本市では、ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトル／BtoB)の取組みを 2024 年度から開始してます。新たな再商品化ルートを選択した理由、背景を聞かせて下さい。 (3) ペットボトルキャップの回収・リサイクルに取り組む自治体の事例が散見されます。ペットボトルキャップのリサイクルについて、見解を聞かせて下さい。 (4) プラスチック製容器包装、金属・電化製品の回収量の推移について、どのように分析・評価されるのか聞かせて下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	蛍光ランプの 2027 年問題への対応について
質疑・質問の要旨	
2023 年 11 月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入を、2027 年までに段階的に廃止することが決定されました。これを受け政府は、2024 年 12 月、全ての一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入を禁止する水銀規制の政令改正を閣議決定しました。 具体的には、電球形とコンパクト形の蛍光ランプが 2026 年末まで、直管形と環形の蛍光ランプが 2027 年末までに、それぞれ製造・輸出入が禁止されます。 既に、水銀灯については 2020 年で製造を終了しており、2014 年 9 月議会の一般質問で早期対応を提案して以降、継続的に LED ランプへの転換が進められてきたところです。今後は一般家庭へも広く普及してきた蛍光ランプから LED ランプへの転換が課題となってきます。それを踏まえ、以下質問させていただきます。 (1) 公共施設(市役所、社会教育・文化施設、小中学校、体育施設等)における蛍光ランプから LED ランプへの転換の状況について聞かせて下さい。 (2) 環境省の「令和4年度 家庭部門の CO2 排出実態統計調査／資料編」によると、住宅全体で、LED ランプのみ使用しているのは 23%でした。以降、進捗はあるかと考えられますが、生駒市内の状況についてどのように認識されているのか聞かせて下さい。 (3) 電気・照明関連団体から成る「あかりの日」委員会が、2024 年度に、インターネットで 1 万人を対象に実施した調査の結果によると、2027 年末で一般照明用蛍光ランプ(蛍光灯)の製造と輸出入が禁止になることを知っている人の率は僅か 23.1%でした。今後、まずは市民の皆さんに「知らせる・知ってもらう」ことが LED ランプへの転換、省エネ・CO2 の削減につながると考えます。見解を聞かせて下さい。 (4) 全国的には、蛍光ランプから LED ランプへの買換えを進めることを目的とした補助金制度を設けている自治体が見受けられます。本市でも同様の取組みを実施することが望ましいと考えます。見解を聞かせて下さい。	

令和 7 年 5 月 2 7 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員 山下 一哉

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7 年 5 月 27 日
午前 11 時 05 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	災害時におけるペットとの「同行避難」体制の強化について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	災害時におけるペットとの「同行避難」体制の強化について
質疑・質問の要旨	
近年、ペットは「家族の一員」としての意識が広まり、災害時においても飼い主とともに避難する「同行避難」への対応強化が求められています。 しかしながら、本市における現状を見ると、避難所での受入れ体制や市民への周知啓発、実効的な訓練等において、依然として課題が多いと感じています。 私は令和5年6月議会でも同様のテーマで一般質問を行いました。今回はその後の進展状況や市民から寄せられた新たな声も踏まえた上で、以下の3点についてお伺いします。 1. 本市における「同行避難」の現状と課題認識について 2. 同行避難を前提とした避難訓練の今後の実施予定について 3. 「同伴避難」の視点を踏まえた避難所の在り方や、民間との連携についての今後の検討状況は。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 7 年 5 月 27 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

辰巳 綾子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7 年 5 月 27 日
午後 1 時 16 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	投票率向上への更なる取組について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	投票率向上への更なる取組について
質疑・質問の要旨	
生駒市では、令和7年7月に執行される見込みの参議院議員通常選挙における期日前投票所において、今まで北コミュニティセンターISTAはばたきと生駒市役所の2カ所から南コミュニティセンターせせらぎが増え3カ所になり、市民の利便性向上へのご尽力に感謝し、期待するところです。 近年、地方自治の根幹である議会や政治への関心が薄れ、民主主義を活性化させる必要性が全国で指摘されています。民主主義の土台となる選挙は国民、市民が主権者として意思を政治に反映させるために最も重要で基本的な機会です。 平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢を満18歳に引き下げられてから早いもので約10年がたちます。選挙権の拡大は、女性の参政権が実現し、満20歳以上の誰もが投票できるようになった1945年から約70年ぶりの出来事でした。改正の理由については大きく二つあり、一つ目は世界的に見ると、18歳までに選挙権が認められている国は92%であり、若者の選挙権が認められている世界の流れに沿うことと、二つ目は日本全体の少子高齢化が進む中、日本の未来を作り、担う存在に政治に参画してもらいたい、多様な世代、職業の意見を反映させる政治に対し若者の声が届かない政治を避けるためとされています。 本市においても高齢化の急速な進行と出生数も令和4年663人で600人台を維持しており、少子高齢化で課題が多い現状にあります。政治に無関心でも無関係ではられません。世代間の均衡ある連帯を図るためにも、若者の政治参加の拡大・促進は大きな意義があると考え、以下の質問をいたします。 (1) 本市における近年の投票率の推移と傾向、そこから考えられる課題はどのようなことがありますでしょうか。 (2) 未来社会を生きる小中高生にとって主権者教育が大事であるが、どのような取組をしているのでしょうか。 (3) 投票率向上への環境整備の取組についてはどうでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 7 年 5 月 27 日

生駒市議会議長

片 山 誠 也 様

生駒市議会議員
芦 谷 真 治

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7 年 5 月 27 日
午後 / 時 22 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	物価高騰下における子育て世帯への支援について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	物価高騰下における子育て世帯への支援について
質疑・質問の要旨	
まず、日本の物価高騰の現状についてですが、2020年を基準とした消費者物価指数全国2025年2月分によりますと、2020年を100とすると、総合指数は110.8、前年同月比は3.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は109.7、前年同月比3.0%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は108.7、前年同月比は2.6%上昇、以上のとおり3つすべての指数で上昇しており、現在様々な物価高騰における諸問題があり、子育て世帯への物価高騰の影響がより一層増してきていることだと思います。 特に今、問題となっているお米の供給不足等、子育て世帯を取り巻く状況は悪化する一方だと思います。 また、子育て支援の一環として、給食費の無償化に関しては、令和8年度小学校からは国の制度改革もあり給食費を無償化にさせていただけることになり、一安心したところですが、中学校においては、先行きが不透明な状況です。 お米を始め、子育て世帯が最も経済的に圧迫される食料品の物価高騰はとどまるところが見えません。今春も4,000品目の値上げがあり各家庭におけるエンゲル係数は28.3%にも及ぶと言われています。 生駒市でも、本年4月から2子目からの保育の無償化等、様々な子育て支援をしていただき評価するところではありますが、今の国内の現状を見ますと、毎日を不安に感じ、節約、工夫しながら生活をしている子育て世帯へは、今以上の早急な支援や取組が必要と考えます。 そこで、以下の事をお伺いいたします。 ○現在、物価高騰対応として子育て世帯に講じている施策についてお聞かせください。 ○今後、早急に求められる子育て世帯への物価高騰支援をどのように考えているのかお聞かせください。	

令和 7年 5月 27日

生駒市議会議員

片山 誠也 様

生駒市議会議員

塩見 牧子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7 年 5 月 27 日
午後 2 時 15 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	公益通報者保護について
2	改正住宅セーフティネット法の施行に伴う課題について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	公益通報者保護について
質疑・質問の要旨	
令和5年6月に複数の議員のもとに届いたハラスメント調査委員会の音声データの中に、ハラスメント行為者による採用試験に係る情報の漏洩、守秘義務違反を指摘する委員の音声の存否について令和7年3月議会で質問した。 この質問に対して、小林総務部長は、そのような音声は確認できなかったと答弁しつつ、一般論としてハラスメントとは別に横領など刑事罰が伴うような事案があれば即対応、守秘義務違反や信用失墜行為があれば個々に検討し、対応すると答弁された。 一方、領家副市長は、非公開の会議であるので、音声の存否そのものを答えられないと答弁された。 そこで、次の点を問う。 1. 音声の存否に関する答弁について、小林部長、領家副市長のいずれの答弁が正しいのか。 2. 守秘義務違反も地方公務員法第60条において「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」とあるが、一般論として、仮に採用試験に係る漏洩のような守秘義務違反があった場合、それを知った職員が外部通報した場合、公益通報者保護法の保護の対象となるか。 3. 一般論として、職員が、真実相当性を確保するため、法令や内部規程に違反して公益通報の通報対象事実を証明する資料等を持ち出した場合、資料等を持ち出したことを理由として、刑事告発など不利益な取扱いはされるか。 4. 消費者庁は、令和7年5月22日に「行政機関における公益通報者保護法に係る対応の徹底について」と題し、各都道府県知事、市町村長に技術的助言を行った。本市では当助言を待つまでもなく、昨年9月の一般質問を受けて「法令遵守推進条例」や「生駒市における外部の労働者からの公益通報に関する取扱要綱」を見直す予定と認識しているが、それぞれどのような点について、どのような改正を予定しているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	改正住宅セーフティネット法の施行に伴う課題について
質疑・質問の要旨 昨年改正された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が令和7年10月1日に施行される。 改正住宅セーフティネット法の施行によって、市町村は、新たに居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行なう居住安定援助住宅事業（居住サポート住宅事業）を実施するための居住安定援助計画を認定する主体となったほか、これまでは「できる」規定であった居住支援協議会の設置が努力義務になった。また、地域の実情に応じて住宅確保要配慮者の対象範囲を広げることも可能となった。 法改正によって、単に住まいの確保だけでなく、生活全般のサポートが一体化することで、安心感の向上が期待できるが、地域における居住支援の取組を推進するための課題は少なくないと思われる。市は改正住宅セーフティネット法の施行に伴う課題について、具体的にどのように認識し、また、その課題解決に向けて、どのように取り組んでいくのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 7 年 5 月 27 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員 加藤 裕美

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7 年 5 月 27 日
午後 2 時 52 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	公共交通とまちなか環境の充実を目指して
2	
3	
4	
5	

番 号	質疑 ・ 質問事項
1	公共交通とまちなか環境の充実を目指して
質疑・質問の要旨	
生駒市が今後も「住みたい」「安心して暮らせる」まちであり続けるためにも、日々の移動のしやすさや、歩く途中に休める場所、気候に配慮したまちなみの整備といった、“暮らしの動線”に寄り添う施策が求められています。 市民の方からは、公共交通が免許返納後の高齢者や通学・通院を支える市民の足として、ますます重要性が高まる一方で、利用者数の減少や利便性の課題も指摘されています。 また、新たな住宅地や商業施設の整備が進む一方、里山や雑木林、まちなかの緑が減りつつあり、「生駒らしい自然のある景観」が失われつつあることを危惧する声が広がっており、緑が減り木陰がなく、夏場に歩くのがつらいといった声が寄せられています。 こうした声を受けて、公共交通の支援、そしてまちの緑の保全を一体的に捉え、誰もが「歩きやすく、出かけやすく、過ごしやすい」まちづくりを進めることが、健康増進や孤立防止にもつながると考えます。 その上で、以下の点についてお伺いします。 - 公共交通は、単に人を運ぶ道具ではなく、地域の人と人をつなぐ“縁”を運ぶ存在です。特に車を持たない高齢者や障がいのある方、子育て中の方にとって、日常の移動手段があるかどうかは、社会参加そのものの可能性に直結します。しかし、たけまる号の利用者の声を聞いていると、改善の余地があると感じています。たけまる号の利用状況や傾向、また課題としてどのような点を整理・認識されているのか、具体的にお聞かせください。 - 市内で実施される開発事業によって、まちなかの緑が減少してしまうことが想定されますが、少しでも緑が残るように「生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱」内の公園、緑地の設置基準や緑化基準等を改める考えはありますか。	

令和 7年 5月 27日

生駒市議会議長

片 山 誠 也 様

生駒市議会議員

浜 田 佳 資

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 7年 5月 27日
午後 2時 55分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ ☒ 一般質問 (一括質問方式 ・ ☒ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	保育ニーズへの対応について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	保育ニーズへの対応について
質疑・質問の要旨	
近年、生駒駅周辺におけるマンション建設や、他にも菜畑駅近辺などで戸建ての建設が行われ、とりわけ子育て世代の流入が進んでいる。 このような状況を踏まえ、保育ニーズが、今後、高い状況で推移するとの認識は、昨年12月議会の答弁において、市と一致した。 市は、昨年度の取組みで、この4月開園の定員19名の小規模保育所を1園誘致するなどの成果もあげている。 先日、新築戸建を訪問したところ、訪問した家には全て3歳未満のお子さんがおられたが、いずれも預けるところがないとのことであった。「新しい小規模保育所のことは知っているが入れなかった」「生駒は子育てにやさしいと聞いていたが、そうではなかった」とのご家庭もあった。 高まる保育ニーズに応えることは喫緊の課題であり、この間、いろいろと質問を行ったが、今回は、3歳未満の保育ニーズへの対応を中心に次の点につき質問する。 ①現状とこの間の取組み、及びその評価はどうか。 ②今後の保育ニーズの推測は、中長期と来年度に向けてはどうか。 ③市は、昨年12月議会での答弁で、今年度を実施する地域のこどもたちの数や教育・保育ニーズの実態調査の結果も見ながら、運営主体や保育士をどう確保できるかという課題についても、総合的な視点で検討する、とのことだったが、方向性、大枠についてはどのように考えているのか。 ④上記、調査・検討は就学前全体を対象としており、3歳未満の保育ニーズの課題にどこまで対応できるのか。緊急的措置として何か行うことは考えているか。 ⑤保育ニーズへの対応で、小規模保育所の誘致等が進んだ場合、小規模保育所を卒園する3歳児の受入れ先の確保が必要となるが、この間の検討等の進展はどうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。